

## 支援対象児童等見守り強化事業の概要

### 1 目的

「子どもの見守り強化アクションプラン」の取組を一層推進するため、要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握を通じて子どもの見守り体制の強化を図る。

### 2 内容

対象者の居宅を訪問するなどし、必要に応じて食品・日用品の提供等を行いながら、支援対象児童等の状況の把握を行う。

※ 訪問が困難な場合（災害等）は、電話でも可。

#### 【具体的な内容（支援方針）】

- ・対象者の状況把握
- ・食品・日用品の提供
- ・生活指導支援等へのつなぎ
- ・学習支援へのつなぎ
- ・子ども家庭支援センター等関係機関へのつなぎ
- ・その他市が必要と認めるもの

### 3 対象者

次に掲げる者で、市が事業の実施を必要と認めるものとする。

ア 府中市要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童等及びその世帯に属する者

イ 市に居住する者で、教育・保育を利用していない年少から年長までの年齢に相当する児童及びその世帯に属する者

ウ その他市が状況の把握を必要と認める者

### 4 実施方法

社会福祉法人府中市社会福祉協議会に委託して実施する。

（詳細は裏面の事業周知チラシをご参照ください）



## 府中市子どもの見守り事業のご案内



新型コロナウイルス感染症による外出自粛が長期化していること等に伴い、お子さんや家庭の支援を充実するために、ご家庭を訪問しご様子を伺い、利用できるサービスの紹介や食料日用品の提供など、ご家庭の状況に応じた支援を行う取り組みを実施します。

### ※ 内容

- 1 子どもの見守り
- 2 生活支援等の紹介
- 3 子ども家庭支援センター等の紹介
- 4 食料、日用品の提供
- 5 学習支援の紹介
- 6 その他（外国人の書類の書き方の支援等）

### ※ 利用料金・利用期間等

利用料金は無料です。

利用期間はご相談のうえ決めさせていただきます。

### ※ 委託先

#### 府中市社会福祉協議会

訪問は府中市社会福祉協議会の訪問員がお伺いします。

必要時地域福祉コーディネーターが同行します。

### ※ 利用方法

- 1 対象者へ子ども家庭支援課（子ども家庭支援センターたち）が訪問し事業説明をします。
- 2 事業説明をご理解いただいたうえで、利用希望の確認をします。  
利用希望の方には、同意書をご記入いただきます。
- 3 子ども家庭支援課（子ども家庭支援センターたち）より社会福祉協議会へ依頼します。
- 4 府中市社会福祉協議会より利用者へご連絡が行き開始時期、時間等ご相談のうえ、お伺いさせていただきます定期的な訪問が始まります。

#### ★お問い合わせ・申し込み受付★

府中市子ども家庭支援センターたち（府中市宮町1-50くるるビル3階）

電話：042-354-8700